

令和6年度「香川県ビジネスチャレンジコンペ」公募要領

1 目的

香川県において、革新的な技術やアイデアで新しい価値を生み出し、県経済の活性化に繋がる、独創的なビジネスプランを募集・審査し、潜在的な起業家を発掘するとともに、今後の成長が期待できる起業家を集中的に支援することにより、香川県の将来を担う革新的スタートアップの創出とその成長の加速化を図ります。

2 応募資格

次の(1)～(4)の全てに該当する方とします。

(1) 独創的なビジネスプランを有し、次の①又は②に該当する方とします。

①令和6年4月1日現在、創業後5年以内で、香川県内に本社(本店)※1を有する独立行政法人中小企業基盤整備機構法第2条第1項各号に規定する中小企業者(※別紙1)、一般財団法人、一般社団法人、若しくは特定非営利活動法人(以下、「事業者」という。)であること。

②令和7年2月28日までに香川県内に本社(本店)※1を整備する事業者であること(移転を除く)。

(2) 中小企業者のうち、みなし大企業(発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人又は発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人若しくは大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人)でないこと。

(3) 一般財団法人、一般社団法人若しくは特定非営利活動法人にあっては、次の①又は②に該当する方とします。

①中小企業者の振興に資する事業を行うものであって、中小企業者と連携して事業を行うもの。

②中小企業者を支援する事業を行うために中小企業者が主体となって設立するもの。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者に該当しないこと。

※1 一般財団法人、一般社団法人、若しくは特定非営利活動法人にあっては、主たる事務所が香川県内にあること。また、個人にあっては、香川県内に居住又は令和7年2月28日までに居住(住民票における住所が香川県内にあること)することを予定し、かつ、香川県内で、個人事業の開業の届出を行った者又は令和7年2月28日までに開業の届出を行う者であること。

3 応募方法等

(1) 応募方法

「香川県電子申請・届出システム」によりオンラインで行う(次のページの二次元バーコード)か、応募シートを電子メール、簡易書留等(送達が確認できる方法)による郵送、FAX又は持参により以下の応募先にご提出ください。

(2) 募集期間：

令和6年4月1日(月)～令和6年5月17日(金)17時15分必着

(3) 応募書類取得方法

「香川県電子申請・届出システム」によりオンラインで行う(次のページの二次元バーコード)か、応募シートを以下のURLにアクセスし、ダウンロードしてください。提出いただいた応募シートや資料は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

※応募シートを用いない応募については無効とします。

※香川県ホームページ

https://www.pref.kagawa.lg.jp/sangyo/shinki/bijikon_r6.html

※電子申請URL

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5734



(4) 応募先

10 お問い合わせ先・お申し込み先（事務局）のとおり

4 審査・スケジュール

(1) 応募資格等確認 **応募シート提出締切日 5月17日（金）17時15分必着**

応募シートの記載内容から、事務局内で応募資格等を確認します（必要に応じて、応募者に聞き取りを行います。）。確認結果は、順次電子メール等で通知します。併せて、応募資格を満たす応募者には、書類選考に必要な提出書類等をご案内します。

※ 応募資格を満たすと確認できた応募者に、順次、書類選考資料の「ビジネスプラン記載用シート」をご案内しますので、応募シートはお早めにご提出ください。

(2) 書類選考 **「ビジネスプラン記載用シート」提出締切日 6月7日（金）17時15分必着**

提出されたビジネスプラン記載用シートの内容を、香川県が設置する書類選考委員会において審査します。選考結果の通知は、7月上旬頃の予定です。

※ 書類選考通過者には最終選考に必要な事項や提出書類等を事務局からご案内します。（提出書類については、「5 提出書類（3）書類選考通過後に必要な書類」をご確認ください。）

※ 作成したビジネスプランを、事務局へ持参又は簡易書留等（送達が確認できる方法）による郵送にてご提出いただく予定です。（併せて、sangyo@pref.kagawa.lg.jpへ電子メールでの送付もお願いいたします。）

(3) 最終選考及び表彰式

①日 時：令和6年8月25日（日）

②場 所：高松シンボルタワー（予定）

※会場までの交通費や参加に伴う諸経費等については、応募者各自でご負担ください。

5 提出書類

提出書類は次のとおりです。なお、追加書類の提出が必要となる場合があります。

(1) **応募に必要な書類**

書類	法人	個人	備考
応募シート	○	○	応募資格等の基礎的な内容を確認します。

(2) **書類選考に必要な書類**

書類	法人	個人	備考
ビジネスプラン記載用シート	○	○	応募資格等が確認できた応募者へ順次ご案内します。 ※作成に当たり、(公財)かがわ産業支援財団の専門家による相談・指導(無料・予約制)を受けられます。(直前の申込では相談を受けら
【別表1-1】全体事業に関する収支計画 【別表1-2】補助事業に関する収支計画	○	○	
【別表2】今後の収支計画	○	○	

			れない場合がありますので、ご希望の方は早めにご予約ください。)
--	--	--	---------------------------------

(3) 書類選考通過後に必要な書類

書類	法人	個人	備考
プレゼンテーション用資料	○	○	データ（パワーポイント又はPDF）で提出 ※パワーポイントのバージョンは、PowerPoint 2016になりますので、ご注意ください。
直近の香川県税の納税証明書	○	○	未納税額のない証明 （応募シート提出日以降に発行されたもの）
直近の国税（消費税及び地方消費税）の納税証明書	○	○	未納税額のない証明 （応募シート提出日以降に発行されたもの）
登記事項証明書	○		（応募シート提出日以降に発行されたもの）
定款、役員名簿	○		
住民票		○	（応募シート提出日以降に発行されたもの）
個人事業の開業届出書の写し		○	個人事業主として開業している方
直近3期分の財務諸表	○		貸借対照表、損益計算書等
直近3期分の確定申告書（所得税）の写し		○	

※ 証明書発行等に係る経費は、応募者各自でご負担ください。

6 特典

(1) 補助金

最優秀賞500万円以内（1件）、優秀賞300万円以内（1件）、奨励賞200万円以内（1件）
詳細は別紙2『「香川県ビジネスチャレンジコンペ」受賞者の補助金について』をご確認ください。

(2) インキュベータ施設の無料提供（最優秀賞又は優秀賞を受賞した方に限る）

（公財）かがわ産業支援財団（以下、「財団」という。）のITスクエアやネクスト香川のインキュベータ工房に入居される場合、賃借料について最長5年間減額（入居から1年間は無料）で提供されます（令和8年3月末までに入居する場合に限ります。）。
※ただし、入居の可否は、別途入居審査により決定します。

(3) 県内金融機関による支援

受賞対象事業について、以下の支援を受けることができます。

なお、支援のご希望がある場合は、事務局から各支援機関にお繋ぎしますので、受賞後「10 お問い合わせ先・お申し込み先（事務局）」までご連絡ください。

（諸事情により支援内容が変更される場合があります。融資においては、各金融機関が定める審査等の手続きが必要です。詳しくは各金融機関へお問い合わせください。）

- ・地方創生対応商品「114地域産業成長ローン」による融資【百十四銀行】

（所定利率（※）より最大年0.5%引き下げ対応）

- ・「かがわ新事業サポート融資」による融資【香川銀行】

- ・「かがわ創業・第二創業対策融資」による融資【香川銀行】

（上記2点、条件により所定利率（※）から最大年0.5%引き下げ対応）

- ・開業支援融資商品「アドバンス」による融資【高松信用金庫】
(所定利率(※)より年0.5%引き下げ対応)
 - ・「かんしん商工会議所・商工会連携、フロンティア融資」による融資【観音寺信用金庫】
(所定利率(※)より最大年0.5%引き下げ対応)
- ※所定利率 …市場金利の変動により変更となる可能性があります。

(4) アクセラレーターによる支援

書類選考通過者は、書類選考通過後に伴走支援を4回程度無料で受けられます。

(5) クラウドサービスによる支援

書類選考通過者に対し、様々な経営課題に対応した動画コンテンツやベンチャーキャピタル・投資家とのリレーション等の有用なサービスをワンストップで提供する「StartPass」の利用券7か月を贈呈します。

7 財団コーディネーターによる支援

経営、技術開発、販路開拓等の経営課題に対して専門家の総合的な支援が無料で受けられます。

8 選考・審査基準

(1) 応募資格等確認

応募シートの記載内容から応募資格等の基礎的要件を確認いたします。

(2) 書類選考・最終選考

ビジネスプランを「目的・内容」、「新規性」、「実現性」、「成長性・市場性」、「販売・PR方法」、「進捗状況・今後の展開」及び「ビジネスの社会的影響」の観点から厳正に選考いたします。書類選考通過者は、プレゼンテーション(公開)を行い、審査委員による審査会で受賞者の決定を行います。

9 注意事項

- (1) ご提出いただいたビジネスプランや資料等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 「香川県ビジネスチャレンジコンペ」は、公開で行われるため、特別なノウハウや秘密事項については、あらかじめ法的保護を行うなど、また他者の権利を侵害することのないように、応募者の責任で対応してください。
- (3) 書類選考を通過したビジネスプランについては、「応募者」、「事業名称」、「事業概要」等を公表いたしますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 「香川県ビジネスチャレンジコンペ」の応募、選考や必要書類提出等にかかる交通費や郵送料、証明書発行費用等は応募者各自でご負担ください。
- (5) 次の要件を満たさない応募者は、「2 応募資格」に該当している場合であっても応募の対象外とします。
 - ・ 香川県税、国税(消費税及び地方消費税)の滞納がないこと。
- (6) 応募時の申込内容と事実が反することが判明した場合又は法令等に違反する事項が確認された場合には、失格又は受賞取消とする場合があります。
- (7) これまでに県又は(公財)かがわ産業支援財団が実施したビジネスプランに関する発表会の受賞内容と同一内容の事業での応募はできません。
- (8) 審査結果に対する個別の問い合わせには回答できません。
- (9) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等に応じ、開催形態やスケジュール等の変更等を行う場合があります。

10 お問い合わせ先・お申し込み先（事務局）

香川県商工労働部産業政策課 起業促進・成長支援グループ（担当：中村、井上）

〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号

TEL：087-832-3353 FAX：087-806-0210 E-mail：sangyo@pref.kagawa.lg.jp

主 催：香川県

共 催：公益財団法人かがわ産業支援財団

後 援：株式会社百十四銀行、株式会社香川銀行、高松信用金庫、観音寺信用金庫

(※) 中小企業者とは

この補助事業において中小企業者とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成 14 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する中小企業者とします。

独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する中小企業者とは

① 次の表に該当する会社及び個人

主たる事業として営む事業が属する業種 (業種分類は、日本標準産業分類に基づきます。)	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数 (※)
ア 製造業・建設業・運輸業その他の業種（イ～キを除く。）	3 億円以下	300 人以下
イ 卸売業	1 億円以下	100 人以下
ウ サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
エ 小売業	5,000 万円以下	50 人以下
オ ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3 億円以下	900 人以下
カ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
キ 旅館業	5,000 万円以下	200 人以下

- ② 企業組合
- ③ 協業組合
- ④ 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- ⑤ 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- ⑥ 商工組合及び商工組合連合会
- ⑦ 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- ⑧ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の 3 分の 2 以上が 5,000 万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1 億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時 50 人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100 人）以下の従業員を使用する者であるもの
- ⑨ 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の 3 分の 2 以上が 3 億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時 300 人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の 3 分の 2 以上が 5,000 万円（酒類卸売業者については、1 億円）以下の金額

をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時 50 人（酒類卸売業者については、100 人）以下の従業員を使用する者であるもの

- ⑩ 内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の 3 分の 2 以上が 3 億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時 300 人以下の従業員を使用する者であるもの
- ⑪ 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の 3 分の 2 以上が上記の①から③までに規定する中小企業者であるもの

(※) 常時使用する従業員の数について

本事業における「常時使用する従業員の数」は申込時点の数とします。なお、以下の方は「常時使用する従業員の数」に含めないものとします。

- ・会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。）
- ・個人事業者本人及び同居の親族従業員
- ・（申込時点で）育児休業中・介護休業中・傷病休業中又は休職中の社員（法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者）
- ・以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等
 - ①日々雇い入れられる者、2 か月以内の期間を定めて雇用される者、又は季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。）
 - ②所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（*）」の所定労働時間に比べて短い者

* 「通常の従業員」について

本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1 日又は 1 週間の労働時間及び 1 か月の所定労働日数が、通常の従業員の 4 分の 3 以下である。）はパートタイム労働者とします。パートタイム労働者に該当するのは、「1 日の労働時間及び 1 か月の所定労働日数が 4 分の 3 以下」か、「1 週間の労働時間及び 1 か月の所定労働日数が 4 分の 3 以下」の場合に限ります。なお、1 か月とは、本コンペの申込月の前月となります。

「香川県ビジネスチャレンジコンペ」受賞者の補助金について

- (1) 「香川県ビジネスチャレンジコンペ」受賞者は、香川県が実施する「スタートアップ成長加速化支援補助金」(令和6年度事業)の補助金交付対象者となります。
- (2) 原則として、交付決定日(令和6年9月上旬予定)から令和7年2月28日までに完了する事業に係る経費が補助対象となります。なお、「香川県ビジネスチャレンジコンペ」受賞者は、受賞後速やかに補助金交付申請書を提出してください。
- (3) 「香川県ビジネスチャレンジコンペ」で受賞したビジネスモデルにおいて必要な経費のうち、人件費、事業費及び委託費(自社開発による製品又はサービスの販路開拓に要する経費)が補助対象経費となります。(汎用性があるものや、生産用など目的外で使用可能なものを購入する場合は補助の対象外となります。)
- (4) 補助率は補助対象経費の10/10以内、補助額は50万円以上で、最優秀賞は500万円以内、優秀賞は300万円以内、奨励賞は200万円以内となります。
- (5) 補助金の交付は、事業完了後の精算払いとなります。
- (6) 国(独立行政法人を含む)、県、市町、財団等の公的機関から補助金、助成金等を受けている同一事業は補助対象外となります。

(7) 補助対象経費

【人件費】

- ・ 人件費(※)

【事業費】

- ・ 店舗等借料、設備費、原材料費、知的財産等関連経費(※)、謝金、旅費(※)、マーケティング調査費、広報費、外注費

【委託費】

- ・ 委託費(※)

※ 人件費は、補助対象経費合計額(税抜)の1/2を上限とし、知的財産等関連経費は、補助対象経費合計額(税抜)の1/3を上限とし、旅費は、補助対象経費合計額(税抜)のうち50万円を上限とし、委託費は、補助対象経費合計額(税抜)の1/2を上限とします。なお、直接人件費を補助対象経費とする場合、直接従事した者の直接作業時間に対して支払われる経費を対象とし、以下の書類を確認します。

- ◆ 補助事業業務従事者の氏名を確認できる組織図(体制図)
(補助対象以外の業務従事者も全て記入していること。)
- ◆ 出勤簿又はタイムカード等の被雇用者の労働時間が確認可能な資料(各従業員ごと)
- ◆ 給与台帳又は給与明細(従業員ごと)
- ◆ 雇用契約書(アルバイト等の場合:就業条件(日給・時給・勤務場所等)の確認可能なもの)(従業員ごと)
- ◆ 人件費対象者別の計算結果表(従業員ごと)
- ◆ 補助対象経費とする支払日・支払先・内容別の一覧(県が設定した書式)

(注) 各経費には、当該経費に係る消費税及び特別地方消費税を含めない。

補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで、補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第８条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１） 補助事業者自身
- （２） １００％同一の資本に属するグループ企業
- （３） 補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2. 利益等排除の方法

- （１） 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

- （２） １００％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

- （３） 補助事業者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。